

今年は中小法人課税(中小企業税制)の議論の年になりそうだ。平成28年度与党税制改正大綱は、「中小法人課税については…資本金1億円以下の法人に対して一律に同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う」とし、「資本金以外の指標を組み合わせること等により、法人の規模や活動実態等を的確に表す基準を見直すことについて検討する」としている。

その上で、「中小法人のうち7割が赤字法人であって一部の黒字法人に税負担が偏っていることや…中小法人が大法人へと成長していく意欲を損ないかねないことを踏まえ、…制度の趣旨や経緯も勘案しながら…幅広い観点から検討を行う」と記述している。

差し迫った理由もある。平成28年度末で期限切れになる中小法人向けの租税特別措置(以下、「租特」という)が多くある。800万円以下の所得について税率を15%に軽減している租特のほか、商業・サービス業・農林水産業活性化税制や中小企業投資促進税制が期限を迎える。研究開発税制(増加型、高水準型)も期限を迎え、総額型を含めた制度全体が議論の対象になる可能性もあり、中小法人の税額控除率を引き上げる特例の扱いも議論となろう。これら期限切れ租特について、租特の整理合理化が進む中で単純延長は難しく、廃止・縮小は不可避であろう。すでに平成28年度改正で、いわゆる生産性向上設備投資促進税制の平成29年4月からの廃止が決まっている。

では、「資本金に組み合わせる新たな指標」とは何か。考えられるのは、「資本金等」「純資産」「所得」「従業員数」である。

まず「資本金等」である。これは資本金に資本剰余金を加えたものであるが、中小企業経営者にはわかりにくく、理解が得られるかどうかという問題がある。

次に「純資産」について。この指標は、自己資本の多可を表すストックの指標といえよう。事業年度ごとに大きく変動するおそれはあるが、「資本金に組み合わせる」補完的な指標であれば機能しうる。ただし、製造業と小売・サービス業では大きな差異があり、一律に線を引きにくいという問題がある。

「所得」については、会計検査院から、多額の所得があり担税力が弱いとは認められない中小企業者や、財務状況が脆弱とは認められない

中小企業者が、軽減税率の特例を受けていることは租特の趣旨から問題で検討の要ありとの意見表示が行われてきた(平成22年)。

しかし、いまでもなく「所得」は年ごとの大きな振れがあり、事業年度終了後に確認されるので、税務実務の混乱が予想される。最後の「従業員数」基準では、雇用の拡大(アベノミクス)を阻害するという問題が生じる。

さらに、次のような問題意識もある。

第1は、現行の1億円という基準を変える(他の指標も付け加える)と、外形標準課税に飛び火する可能性がある。そもそも外形の1億円基準については、地方税のあるべき姿からしてあまりにも狭すぎるという指摘が従来からなされてきた。そうなると極めて政治的な問題になる。

第2に、純資産基準ということになると、留保金課税との関係が出てくる。昨年暮れに、アングラ的に留保金課税の話が出てきたが、再びその議論が起きる可能性がある。

第3に、個人事業主との税負担率の比較も重要である。個人事業主の実効税率と中小法人の軽減税率がクロスする所得は、800万円(国税)という指標もある。これ以上「法人成り」が進んでいくことがよいのかどうか。

1年間の議論を見守りたい。

